



定期監査結果に基づき講じた措置の公表

平成27年度に執行した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第12項の規定により、京都地方税機構広域連合長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年9月6日

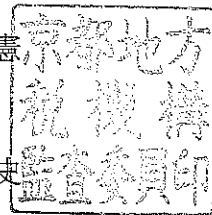
京都地方税機構監査委員 谷

明憲

同

北村

吉史



平成27年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	措置の内容
(1) 納付受託証書の書損処理に誤りが認められた。(乙訓地方事務所)	監査終了後、関係職員に適正な処理をするよう徹底した。
(2) 請書の契約締結日に誤りが認められた。(業務課、法人税務課)	監査終了後、関係職員に適正に記入するよう徹底した。